

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第3号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～40 [略]	附 則 1～40 [略] 41 知事、副知事及び教育長の平成30年4月から平成31年3月までの間に支給されるべき給料は、 <u>第3条第1項の規定にかかわらず、知事にあつては月額1,168,500円、副知事にあつては月額921,500円、教育長にあつては月額735,000円とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。